

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室市民活動支援担当（NPO法人） （06-6208-7628）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	特定非営利活動法人の認証・認定事務
事務の概要	特定非営利活動を行う市民等からの申請に基づき設立認証を行うとともに、認証された特定非営利活動法人（以下「法人」という。）からの定款変更認証申請及び各種届出に関する事務を行う。 法令等に違反している法人に対して監督事務を行う中で、認証基準等の要件を欠くに至ったと認められる場合には、その改善のために必要な措置を採るべきことを命じることができる。 また、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する法人に対しては、認定又は特例認定を行っており、これらの認定基準に適合しなくなった場合等には、改善のために必要な措置を採るべきことを勧告又は命令することができる。 特定非営利活動に係る事業以外のその他の事業を行う認定法人が、その他の事業から生じた利益を特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用したと認めるときは、その他の事業の停止を命じることができる。
措置の実施基準等	1．法令等違反に対する直接的な是正措置について 1．（1）の措置を講じる基準 該当する是正措置なし 1．（1）の措置の内容 該当する是正措置なし 1．（2）の措置を講じる基準 ア（特定非営利活動法人に対する改善命令） 法人が次のいずれかに該当すると認知した場合 ・ 営利を目的としない団体でないことが判明した場合 ・ その他、特定非営利活動法人の設立認証の要件を欠くに至った場合 ・ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合 ・ 運営が著しく適正を欠く場合 イ（認定又は特例認定特定非営利活動法人に対する改善命令） 認定法人等が、次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合 ・ 運営組織及び経理に関する基準等、認定の基準に適合しなくなったとき ・ 毎事業年度一回所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を提出していないとき ・ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合に、正当な理由がなく、これをその事務所において閲覧させなかったとき ・ 認定基準に適合する旨を説明する書類等の閲覧の請求があった場合に、正当な理由なく、これをその事務所において閲覧させなかったとき ・ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき ウ（認定特定非営利活動法人に対するその他の事業停止命令） その他の事業を行う認定法人が、その他の事業から生じた利益を特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認知した場合 1．（2）の措置の内容 ・ 上記アの実事を認知した場合には、違反している法人に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合にはその改善のために必要な措置を採ることを命ずる。 ・ 上記イのいずれかに該当する場合には、当該認定法人等に対して期限を定めて、口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合にはその改善のために必要な措置を採るべき旨を勧告し、当該勧告を受けた当該認定法人等が、正当な理由がなく、当該期限経過後も当該勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定法人等に対し、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずる。 ・ 上記ウの実事を認知した場合には、当該認定法人に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合にはその他の事業の停止を命ずる。
	2．法令等違反に対する間接的な是正措置について 2．（1）の措置を講じる基準及び内容 該当する是正措置なし
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第42条・第65条・第66条
備考	